

松浦市地域公共交通計画改訂調査業務仕様書

1. 業務名

松浦市地域公共交通計画改訂調査業務

2. 業務期間

契約締結の日から令和9年3月26日まで

3. 目的

現在、松浦市では、令和4年3月に策定した松浦市地域公共交通計画（以下、現計画という。）に基づき「松浦市に住み続けるための持続可能な公共交通ネットワークの実現」を将来像として、取組を進めているが、人口減少や少子高齢化による社会構造の変化と自家用車中心の生活スタイルの浸透によって公共交通の利用者は年々減少している。

また、現計画の策定以降も燃油・物価高騰が続き、交通事業者の運行経費も年々増加する中で、特に都市間交通の路線バスにおいては、慢性的な運転士不足や運転士の労働時間見直しなどで現行路線の廃線及び減便が行われており、松浦市の交通サービスにも大きな影響が生じている。

そのような中、松浦市では、市内どこに住んでも将来にわたって安心して暮らすことができ、市民が住み続けたいと実感できるよう持続可能な公共交通の維持・確保に取り組むことを目的として、国の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、現計画の改訂を行う。

なお、現計画の改訂にあたっては、松浦市の上位計画やその他関連計画との整合を図り、本土と飛び地で構成される松浦市の特異性を踏まえ、現計画の取組において解決できなかった課題（交通弱者対策など）や現計画策定後に表面化した課題等も解決に向けた方策を検討する必要がある。

4. 本計画の対象とする地域及び計画の期間

業務の対象区域は松浦市の市域内とし、必要に応じて周辺区域を含める。なお、次期計画期間は令和9年度～令和13年度の5年間とする。

5. 業務の内容

内容は下記のとおり。なお、受託者の提案を踏まえ協議のうえ、内容の変更及び調整を行うこと。

(1) 松浦市の現状把握調査

- ・都市構造や地域交通の現状と課題、将来の見通しを可視化し、地域交通の現状診断を実施する。
- ・地理的条件や交通網の状況、人口分布、施設立地状況など地域特性を把握・整理し、利用者の将来予測を行うこと。

現状把握の視点	収集・整理するデータ例
人口情報	居住（夜間）人口、高齢人口、従業者数 など
地域特性情報	事業所・従業者数、立地適正化計画で定めた拠点・軸 施設分布情報（病院・福祉施設、学校、お出かけ先、観光資源）
交通ネットワーク情報	鉄軌道、バス（コミュニティバス含む）、タクシー、デマンド交通、 公共版／日本版ライドシェア、共助版ライドシェア（地域住民参加）

交通サービス利用情報	鉄軌道、バス（コミュニティバス含む）、タクシー、デマンド交通などの停留所（もしくは乗降場所）別乗降人数など
潜在需要情報	将来の人口動向、将来の開発計画、交通手段別の発生集中交通量・分布交通量

・松浦市総合計画、松浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略、松浦市都市計画マスタープラン等の上位計画と現状の公共交通網との整合性について整理・検討を行い、課題を模索すること。

【想定される課題】

陸上交通	松浦鉄道施設整備、幹線系統バス路線の維持・確保、コミュニティバス再編など
海上交通	新船舶建造（阿翁～御厨航路）、浦ノ崎～福島航路あり方検討、離島住民の移動手段確保（青島地区交通船、黒島交通船の後継者確保）など

(2) 公共交通に関するニーズ等の把握

◆住民アンケート調査

・市民の公共交通利用実態や現状のサービスに対する評価、今後の公共交通サービスに対する意向等を把握するため、住民を対象に調査を実施すること。

調査方法	アンケート調査票を作成し、調査対象者に郵送配布・郵送回収を行う。 回収率向上のため、ウェブ（QRコード）による回答も併用する。 ※調査票（A3 二つ折り両面1枚）
調査対象	市内に居住する15歳以上の住民の中から3,500人を抽出する。 青島・黒島・飛島地区については、15歳以上の全住民を調査対象とする。
備考	松浦市は、宛名ラベルの印刷、対象者の抽出、調査依頼文の作成を行う。 受託者は、調査票の設計、調査票の印刷、発送用封筒（角2）の準備、発送の郵送料・回収費の支払、調査結果の入力・集計・分析を行う。

◆利用者アンケート調査

・松浦鉄道、路線バス（コミュニティバス含む）、デマンドタクシー、離島航路の利用実態及び今後の公共交通サービスに対する意向等を把握するため、利用者を対象に調査を実施すること。

調査方法	松浦鉄道・路線バス：松浦交通センターにて調査員による配布、郵送回収。 離島航路：港（御厨、今福、浦ノ崎）にて調査員による配布、郵送回収。 コミュニティバス・デマンドタクシー：運転士による配布、郵送回収。 ※調査票（A4 両面1枚）
調査対象	松浦交通センター：始発から15時まで（平日1日） 離島航路：始発から15時まで（平日1日） コミュニティバス・デマンドタクシー：始発から15時まで（平日1日）
備考	松浦市は、各交通事業者との調整、調査依頼文の作成を行う。 受託者は、調査票の設計、調査票の印刷、調査結果の入力・集計・分析を行う。

◆高校生アンケート調査

- ・通学の状況、今後の公共交通サービスに対する意向等を把握するために、松浦高等学校及び松浦市内から市外の高校へ通学する高校生を対象にアンケート調査を実施すること。

調査方法	各学校に調査票を郵送し、アンケート調査を実施する。各学校事務室による配布・回収、回収率向上のため、ウェブ（QRコード）による回答も併用する。 ※調査票（A4両面1枚）
調査対象	松浦高等学校に通学する高校生、松浦市に居住し市外に通学する1年～3年生。
備考	松浦市は、各学校との調整、調査依頼文・調査票の配布を行う。 受託者は、調査票の設計、調査票の印刷、発送用封筒（角2）の準備、発送の郵送料・回収費の支払い、調査結果の入力・集計・分析は受託者が行う。

◆関係者へのヒアリング調査

- ・公共交通の利用状況及び利用者のニーズを把握し、現状や課題等を整理するため、公共交通事業者等を対象とするヒアリングを実施すること。

調査方法	松浦市は各調査対象に事前連絡を行い、受託者は訪問調査を実施する。
調査対象	【公共交通事業者等】 松浦鉄道(株)、西肥自動車(株)、(有)松浦観光、鷹島タクシー、(有)福島観光タクシー、鷹島汽船(有)、(有)金子廻漕店、黒島住民（黒島交通船）、青島住民（青島交通船） 【その他関係者】 松浦市（長寿介護課、文化観光課、都市計画課、教育委員会、その他）

(3) 地域交通の課題解決に向けた具体的施策の検討・提案

- ・上記の調査等により、松浦市が地域交通の課題を把握できるように問題点を洗い出し、対策の方向性を検討すること。また、その結果を地域交通の課題として取りまとめ、優先順位の高い課題として、新たな公共交通体系への転換を含めた具体的施策の提案を行うこと。

(4) 地域公共交通の再編に向けた調査

- ・地域公共交通の再編に向けた技術的・経済的な検討を行うこと。
- ・他自治体の事例や国の動向等を調査し、公共交通に関するトレンドについて整理を行うこと。
なお、参考とする事例の選定にあたっては、松浦市の地域特性や公共交通の特性を鑑みながら今後の松浦市の発展に資する事例を選定すること。
- ・松浦地域において、陸路交通の再編を予定しており、特にコミュニティバスの再編を重点的に調査研究することとし、実践的な調査研究の結果について別途報告書を作成すること。

(5) まちづくり運営協議会における意見の反映

- ・人口減少、過疎化や少子高齢化、コミュニティの希薄化などで多様化・複雑化した地域課題に対応するため、松浦市では小学校区単位の協働によるまちづくりを推進している。
- ・まちづくり運営協議会（令和8年3月末時点で6団体）では、交通弱者の移動手段確保などの調査研究も行われているため、次期計画には各地域で取り組む調査研究等も反映させること。

(6) 松浦市地域公共交通活性化協議会の運営支援

- ・計画の改訂に必要な会議等において、会議資料の作成、出席・説明、会議録作成など協議会運営に関する事務を支援すること。また、受託者は原則として協議会には参加すること。

(7) K P I の目標設定

- ・松浦市が取り組む施策については、計画期間内の成果目標を設定し、K P I を設定する。
したがって、K P I を設定する際の参考となるよう指標を整理すること。
- ・指標の整理にあたり、データ取得等の継続的なモニタリングが可能となるよう留意すること。

(8) パブリックコメントの実施支援

- ・市のホームページや窓口等に実施するパブリックコメントを実施するにあたり、計画内容を分かりやすく公表するため、計画の『概要版』を作成すること。

(9) 計画の取りまとめ、計画案の作成

- ・調査結果及び検討結果を取りまとめ、計画案を作成すること。
- ・作成にあたっては、法で規定されている記載事項等に留意すること。

6. 想定される調査方法及び注意点等

(1) 法令等の順守

- ・本業務の実施にあたり、本仕様書の定めるもののほか、関連する法令等を遵守すること。

(2) 受託者の責務

- ・受託者は、業務の遂行にあたり技術を最大限発揮するよう努めるとともに、必要と考えられる場合においては、本仕様書に定められない内容であっても積極的に提案を行うこと。

(3) 業務遂行上の費用

- ・本後業務の遂行等において、本仕様書に明記のないものであっても、必要と認められる事項については、発注者と協議のうえ、原則として受託者負担により実施すること。

(4) 資料の貸与

- ・発注者が保有する本業務に必要な資料は、受注者に貸与するものとする。
- ・貸与資料については、厳重に管理するものとし、外部に漏洩してはならない。

(5) 守秘義務

- ・業務で知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らしてはならない。

(6) 再委託の禁止

- ・受託者が業務内容の全てを一括して第三者に委託することを認めない。但し、業務の一部を再委託したい場合は、あらかじめ松浦市の承認を得ることとする。

(7) 成果品の帰属

- ・本業務で得られた成果品の著作権は、松浦市ホームページへの掲載を含め全て松浦市に帰属する。
- ・受託者は発注者の承認を得ずに複製、使用、流用または他への公表をしてはならない。

(8) 支払方法

- ・事業完了後の支払いとするが、受託者が前金払等を希望する場合、事務局と協議を行い契約締結時に別途定めるものとする。

(9) その他

- ・業務の遂行で疑義が生じた場合は、事務局と協議のうえ別途定めるものとする。
- ・納品後、成果品に瑕疵があることが判明した場合は、受託者が責任をもって是正すること。

7. 想定される調査以外の調査

- ・本計画案を作成する過程において、国からの情報等によって、前述した調査のみでは計画案が作成できない場合、予算の範囲内で必要となる調査を追加して行うものとする。

8. 主な業務スケジュール（下記以外は協議・提案による）

令和8年6月初旬	第1回協議会開催・資料作成 ※企画提案書及び調査方針等の説明、意見集約
令和8年6月～8月	現状把握・課題整理、交通アンケート・準備
令和8年7月下旬	第2回協議会開催・資料作成 ※交通アンケート中間報告、意見集約
令和8年9月下旬	第3回協議会開催・交通計画（素案）作成 ※交通アンケート結果報告、交通計画（素案）の報告、意見集約
令和8年11月下旬	第4回協議会開催・交通計画（素案）作成 ※乗降調査・事業者ヒアリング結果報告、交通計画（素案）の検討
令和9年1月中旬	第5回協議会開催・交通計画（原案）作成 ※計画（案）の検討、パブリックコメント（案）の説明
令和9年1月下旬	パブリックコメントの実施（1月下旬～2月下旬）
令和9年3月中旬	第6回協議会開催・交通計画（原案）完成 ※パブリックコメント結果報告、交通計画（原案）の最終検討
令和9年3月下旬	交通計画（改訂版）の完成

9. 成果品の提出

本業務の成果品は以下のとおりとする。なお、電子データについては、松浦市が活用できるようPDFファイルだけではなく、オリジナルファイル（.docx/.xlsx/.pptx/等）とし、表やグラフ等はExcelデータに別途取りまとめ、バックデータと合わせて納品すること。

- (1) 報告書詳細版（A4判） 50部
- (2) 報告書概要版（A4判） 100部
- (3) 松浦地域における陸路交通の再編に係る調査結果報告書（別冊） 5部
- (4) 上記すべてにかかる電子データ（CD-R） 一式

10. 問合せ先

松浦市地域公共交通活性化協議会事務局（松浦市産業振興課）

担当：小野、近藤

TEL：0956-72-1111

FAX：0956-72-2292

E-mail：sangyou@city.matsuura.lg.jp